大電爭議解決

警察當局の裁定に會社屈服す

大阪電燈對電業員の勞働爭議は二者の互讓により、一たびは解決されたが、主として勞働團體の交渉に關し、また〳〵會社がこれを容れなかつた爲に、終に電業員の同盟罷業となり、形勢日々逐うて惡化し、彼等と彼等の示威運動を喰止めんが爲に派遣されたる警官との間に、忌まはしき衝突を生じ、相互間に、數十名の重傷者を出したほどであつたが、たま〳〵警察當局の裁定にしたがい、去十七日を以て、團體なる解決を見るに至つたのは、實に爭議當事者の爲に、喜ぶべきもの、みならず、警察當局の裁定にも、美しき一先例を開きたるものとして、私共は一應これを慶さざるを得ない。

けれども、この解決を以て、純然たる會社側の屈服と見るものがあるならば、それは大變な勘違ひであらう。事件の經過及び成行を見るに、會社が罷業電業員に對して、衷心より屈服したものでないことは一點の疑ひを容れない。唯大阪府の警察が罷業者の暴行を充分に取締るものとせず、形勢ますます惡化して、收拾し難はざるに至らんとを虞れ、裁定といふと雖も實は權力を以て會社を脅したるの結果、會社はこれに餘儀なくされて、變態的なる勞働團體の交渉權を認めたるまでのことである。蓋に私共が本問題を論じたるときその論文の末尾に於て、大阪府の警察當局はたゞ電業員の爲に、[illegible]られた跡があるにもせよ秩序維持の職務上彼等の同盟罷業とこれに伴ふ暴行を坐視するものでないであらうから、これに對する一旦の怨みを捨てゝ、何等かの措置に出でざるを得ざるべく大阪警察のこれに對する態度はこの際注目に値することを注意して置いたが、果然大阪の警察當局は秩序維持の爲に、一旦はその權力を利用して、罷業電業員の示威運動を壓迫せんとしたけれど、それは却つて彼等を激昂せしめ、事態ますます重大となるに至つたので、警察當局先づ罷業員の前に屈服して、會社を解決を見たのである。

[illegible]た場合から見れば、會社は同盟罷業に對し、最終に勝利を贏し得べきものと信じて居たのである。隨つて彼等に對する今回の屈服乃至讓歩は會社自發の意志に出でたものではない。爭議解決後、當時大阪電燈會社長が往訪の新聞記者に對して、たとひ會社は勞働團體の交渉權を認めたとはいへ、罷業者の要求條件の重要なる雇傭契約や、集合團體の如き會社の組織團體に及ぶ交渉權は、絶對に認めずと言ひ切つて居り、田中大阪警察部長も、これが實行に關係からして、然屈服乃至讓歩したものでないことは言はずして明白であつて、唯警察當局の裁定を容れざるべからざる意味を容れ、強ひてなくその裁定に服したまでのことである。初め當局が裁定案を宮崎大電社長に示して、交渉せる際、兩者の間に論が取りかはされたといふことも、この間の消息は明かにすることができるのである。

特に會社は警察當局の裁定に於て、勞働團體とは「會社組織せる勞働者一百人以上を『會社』と稱し、勞働團體を『會社內に數個の團體ある場合は各個に交渉を爲すこと』」と定めたるに對し、會社は電業員の團體を組織せしむるやうに會社內に二個の團體を組織せしむるやうに會社內に二個の團體を組織せしむるやうに會社內に二個